

神奈川大学大学院法務研究科履修規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川大学大学院学則(以下「学則」という。)に基づき法務研究科における授業科目(以下「科目」という。)の履修、試験及び成績評価に関する事項を定める。

(科目の履修)

第2条 学生は、学則第10条第1項の定める別表に従い、履修しようとする科目を指定期間内に所定の届(履修科目届)によって登録しなければならない。

- 登録した科目の変更又は追加は認めない。
- 専攻・年次・クラスが指定された科目については、その指定に従い履修するものとする。ただし、科目担任者が特に認めた場合はこの限りではない。
- 同一科目を同一年度に重複して履修することはできない。ただし、教育課程表及び授業時間割表において指示する特定の科目については、この限りではない。
- 既に単位を取得した科目を履修することはできない。ただし、成績評価が可の科目に限り、再度の履修(以下「特別再履修」という。)をすることができる。
- 履修に関するその他の事項については、教育課程表、講義要項及び授業時間割表に定める方法によるものとする。

(実習科目の履修)

第2条の2 学生は、実習を伴う「登記実習」「リーガル・クリニック」及び「エクスターンシップ」(以下「実習科目」という。)を履修するときは、守秘義務を負うものとし、実習科目の履修時に知り得た秘密を漏らしてはならない。履修後も同様とする。

- 実習科目を履修する学生は、法務研究科所定の守秘義務誓約書を提出しなければならない。
- 第1項に違反したと認められるときは、学則第43条に基づき、懲戒することができる。
- 実習科目の履修手続等については、前条の規定にかかわらず、別に定める。
- 履修登録を行わない学生が、実習科目に加わるとき、本条を適用するものとする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、学則第17条第1項の規定にかかわらず、各学期末に行う。

- 定期試験を受験することができる者は、履修科目届を提出した者に限る。
- 受験できる科目は、登録した科目とする。
- 授業料その他の納入金の未納者は、受験することができない。
- 2単位科目については4回以上、4単位科目については7回以上授業を欠席した者は、受験することができない。ただし、やむを得ない事由があり、研究科委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

(追試験)

第4条 追試験は、学則第16条第2項に基づき、定期試験を実施した科目(レポート等により実施した科目を除く。)を、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対し、本学が指定する日にこれを行うことができる。

- 追試験を希望する者は、医師の診断書等理由を証明するに足る書類を添え、原則として当該科目の定期試験終了後3日以内にその申請をし、研究科委員会内に設置される追試験委員会の許可を得なければならない。
- 追試験を許可された者は、所定の期日までに追試験料を納入しなければならない。追試験料は学部の追試験料に準じる。

(補習後再試験)

第5条 第1年次開講の法律基本科目(演習科目を除く。)について不合格となった学生は、それぞれの指定の補習を受講後、再試験を受験することができる。ただし、再履修及び特別再履修の場合を除く。

- 受験資格の認定は科目担任者が行い、試験期日は研究科委員会が決定する。
- 再試験を許可された者は、所定の期日までに再試験料を納入しなければならない。再試験料は学部の再試験料に準じる。

(定期試験の実施)

第6条 各種試験は、次により実施する。

- 学生証又は受験許可証を携帯しない者の受験は認めない。
- 試験開始後は棄権を認めない。
- 答案用紙に研究科、専攻、組、学生証番号、氏名の記入のない答案は無効とする。
- 試験開始後の遅刻者の受験は認めない。ただし、開始後10分以内で正当な理由のある場合には、受験を認めることがある。
- 試験開始後20分間は、退場を認めない。
- その他の事項については、試験監督者の指示によるものとする。

(臨時試験)

第7条 臨時試験は、各科目担任者が随時これを行うことがある。

(不正行為)

第8条 本規程に定める試験において不正行為を行った者は、学則第43条に基づき、次のとおり懲戒する。

- (1) 不正行為が単純なものと認められるときは、戒告
- (2) 不正行為が悪質と認められるときは、停学
- (3) 不正行為が二度にわたったときは、退学

2 前項第1号の戒告処分を受ける者については、当該試験期間の受験を、同第2号の停学処分を受ける者については、当該年度の定期試験期間の受験を無効とする。

(成績評価)

第9条 学則第19条第1項の成績評価は、次のとおりとする。

- (1) (秀) 100点～90点 合格
- (2) (優) 89点～80点 合格
- (3) (良) 79点～70点 合格
- (4) (可) 69点～60点 合格
- (5) (不可) 60点未満 不合格

2 再試験の合格評価は、再試験の結果に平常点を加え、前項の合格最低点をもってこれを行う。

3 特別再履修をしたときは、当該科目の従前の成績評価は無効とする。

4 成績に関する照会は、別に定める取扱要領により、これを行うことができる。

(GPA)

第9条の2 教育課程表に定めるGPA(グレードポイントアベレージ)は、各科目の成績評価をGP(グレードポイント)に換算し、該当するGPに科目の単位数を乗じたものの合計を総履修単位数で除し、小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの値をとることで算出する。

2 前項に定めるGPの換算は、次のとおりとする。

- (1) (秀) GP=4.0
- (2) (優) GP=3.0
- (3) (良) GP=2.0
- (4) (可) GP=1.0
- (5) (不可) GP=0.0

3 成績評価が「合」「否」及び「認定」の科目については、GPAから除外するものとする。

4 特別再履修をしたときは、当該科目の従前のGPは無効とする。

(進級制限)

第9条の3 第1年次の学生は、当該年度において修得した単位数が学則第10条第1項の定める別表所定の単位数に満たない場合には、第2年次への進級ができないものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成16年5月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成21年度入学者から適用する。ただし、平成21年度入学の法学既修者に対する第5条第1項の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程中「GPA」及び「特別再履修」に関連する規定については、平成22年度以降入学者から適用する。ただし、平成22年度入学の法学既修者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。